

広報

まちづくり情報誌

# 小田原

city of odawara public relations

7 2005  
JULY  
/1号



新しいホールで  
練習の成果を  
披露する日が  
待ち遠しいな。

「(仮称)城下町ホール」  
基本構想定まる

# 小田原の芸術文化交流拠点

# (仮称)城下町ホール

## 基本構想定まる

現在の市民会館に替わる新しい劇場・ホールとして、これまで多くの市民の皆さんや文化団体、学識経験者のかたがたとともに検討を進めてきた(仮称)城下町ホールの整備。これらの検討内容を受けて、このたび基本構想を取りまとめました。建設着手は平成19年度を目指しています。

文化交流課  
☎ 331705



期待の声 1

声楽家

市内在住



渡邊 清美さん



現在、日本の芸能・芸術公演の中心地はやはり東京都心ですが、最近では地方都市にも数多くの素晴らしいホールがあり、ミニ・クラシック公演などが行われています。

さまざまな立場の市民の声を取り入れた、小田原にふさわしい素晴らしいホールが完成すれば、そこからは自然と質の高い、個性豊かな公演や催しが生まれるかもしれません。そして、市民のかたがたももちろん、全国各地からの来訪者も増え、小田原の文化あふれるまちづくりの拠点となるでしょう。

それは、小田原の観光、商業の活性化にもつながるのではないでしょうか。

私を含め、使用者にも観客にもなる市民の皆さんのが、心地良い時間を過ごすことができる、やさしい空間づくりの工夫をしてほしいですね。バリアフリーーや託児施設の設置なども、市民芸術家のアート作品が華を添えてくれたりするのもいいですね。

文化創造都市・小田原のシンボルとなる「仮称・城下町ホール」の早期の完成を待ちにしています。

## 城山中学校吹奏楽部

村山史織さん

柳川夏代子さん

齋藤隆夫先生



齋藤 隆夫

先生

てほしいです。

そんなホールなら、学校の部活動の仲間のほかにも、同じ音楽活動をしている人たちと

もっとと知り合う機会もできそうだですね。

また、私たちが活動している吹奏楽などの音楽だけでなく、絵画や写真、お花などの展覧会・展示

などももっと多く開かれる場所になれば、たくさんの人が訪れるようになるのではないかでしょうか。

(仮称)城下町ホールが、いろいろな文化・芸術が集まる拠点になるといいですね。そういう環境が

整えば、今以上にもっともっと小さく思います。私たちが将来も

音楽を続けているときに、「このホールでよかつた」と思える施設になつてほしいな。



文化祭での演奏を毎年市民会館で行っていますが、いまの市民会館は、楽屋や練習する場所が狭いので、新しいホールには広い練習スペースができるといいですね。それから、車いすのかたやお年寄りのかたも安心して観に行けるような設備も必要だと思います。

新しいホールができる、著名な演奏家や歌手などが公演に来れば、多くのお客さんが集まるはずですし、にぎやかな場所になつてほしいです。幅広い年代の人たちが、例えは、ちょっと散歩のついでに気軽に立ち寄れるような、そして場所が小田原城のすぐ近くなので、市民や観覧者だけでなく、城址公園に来られた観光客の皆さんにも、ふらつと訪れてもらえるような、そんな雰囲気の施設になつてほしいな。

# にぎわいや 文化の豊かさをもたらす まちづくりのために

近年、精神的なゆとりや安らぎが求められ、生活の質的な満足感への指向とともに、芸術文化への関心がますます高まっています。

現在の市民会館は、建設から40年余が経過し、老朽化が進んでいたため、市民の皆さんからは最も新しい舞台装置や音響設備を備えた新しい施設が求められていました。

そこで、市では「芸術文化交流の中心施設」として、皆さんに優れた芸術文化に触れるとともに、自らの活動発表の場として活用できるよう、「仮称 城下町ホール」を整備していくことにしました。

基本構想は、整備に当たっての基本理念や整備方針など、基本的な考え方や方向性を示しています。

## 文化ホール整備を通じた まちの活性化

「人々が集い、語らい、にぎわう場」とすることの大切であると考えています。ロビーなどのカジュ

アルコンサートなどの実施、企画運営面への参加など、市民の皆さんに気軽に参加できるソフトづくりを併せて行っています。

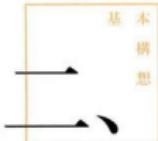
また、商店街や商業施設との連携の輪を広げ、相乗効果による「まちの活性化」につなげる施設とします。



(仮称)

# 城下町ホール 基本構想

本構想



芸術鑑賞と市民の創造活動が  
両立できるホール

本構想

にぎわいを生む施設

優れた芸術文化に触ることで感性を高めたり、自ら文化活動に参加したりすることで個性や創造性を發揮できることで、市民の皆さん主体の創造的な芸術文化活動を支援するための施設とします。

メインホールは1,300席から1,350席規模の多機能ホールとし、市民文化活動の発表の場として使いやすい中規模のホールとしても使える「ホールインホール(※)機能を導入します。

また、ホールの個性を発揮させ、市民の皆さんによる盛んな音楽活動をさらに活発化させるため、メインホールの性格を「音響性能の高い多機能ホール」とします。

1,300～1,350席規模の音響性能の高い多機能ホール

中ホール規模としても使用できる機能(ホールインホール)を導入

対応できる演目・用途 クラシックコンサート、オペラ、ミュージカル、バレエ、合唱、吹奏楽、リサイタル、ボビュラー系音楽、邦楽、演劇、歌舞伎、日本舞踊、講演会・式典、映画会など

開放性や汎用性を備えた200席規模の「マルチスペース」

オープンロビーと一緒に空間

対応できる演目・用途 リハーサル室、大練習室、ワークショップ、講演会、展示会、映画会、小演劇、リサイタル、小発表会など

## メインホール

## サブホール

※ホールインホールとは、舞台に近い客席を収納した後、せり上げて舞台に転換し、前舞台を造ることにより、舞台と客席が一体感をもった空間とすることを可能とした形式。音響的にも理想的な環境をつくることができます。

## 本構想

### 芸術文化の情報発信基地

小田原で守り・はぐくみ・生み出される芸術文化の情報発信基地とします。

ホールには、付帯施設(練習室、会議室、情報コーナー、託児室など)の整備も大切です。リハーサルや練習を十分に行えることや、他町での公演情報の入手手、活動内容の情報交換ができる機能、小田原市のオリジナル企画など、芸術文化の情報受発信基地としての役割も果たします。



歴史的・文化的資源に恵まれた三の丸地区の周辺環境を生かし、城址公園と調和した景観形成や緑化を図り、小田原の個性を高める施設とします。

周辺環境と調和した外観デザインや、小田原の自然資源である「木」

## 本構想

# 四、

### 景観との調和とシンボル化

## 本構想

# 五、

文化交流施設との基盤を活用する施設とします。また、建物の大きさや高さなどにも配慮するとともに、緑やせせらぎの整備により街並みにうるおいを与える施設とします。

また、建物の大きさや高さなどを活用した暖かみのある内観などを活用した暖かみのある内観づくりを目指し、城下町おだわらにふさわしい施設とします。

また、建物の大きさや高さなどにも配慮するとともに、緑やせせらぎの整備により街並みにうるおいを与える施設とします。

既存の文化交流施設や今後予定役割分担・相互連携

既存の文化交流施設や今後予定役割分担・相互連携

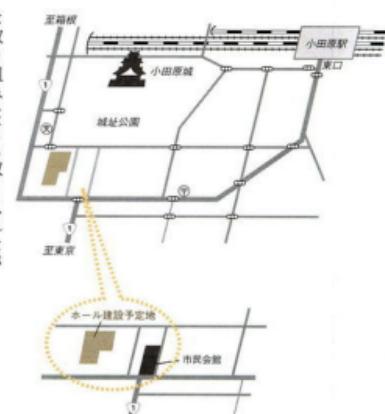
### 今後の取り組み

今後、基本構想について、皆さんからご意見を募集し、ホールの設計に反映させていきます。

また、管理運営の方針や組織体制については、先進ホールの新た

### 建設予定地

交通の便が良く、市民のだれもが気軽に訪れやすいこと、小田原の歴史的・文化的背景を維持し発展させること、市中心街地の活性化を促すことなどを考慮し、「めがね橋臨時駐車場」「小田原警察署跡地」「消防署中央分署」の3か所の敷地を建設予定地とすることになりました。



## INFORMATION

### 市民説明会の開催

基本構想について説明会を行います。資料は、説明会でお配りするほか、ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/bunka/index.html>

#### 開催日時・場所

- 7月13日(水) 19:00~21:00 市民会館
- 7月14日(木) 19:00~21:00 マロニ工
- 7月16日(土) 14:00~16:00 ナック7階
- 7月21日(木) 19:00~21:00 尊徳記念館
- 7月24日(日) 14:00~16:00 保健センター

### 皆さんのご意見を募集します

基本構想と意見募集用紙を文化交流課(市役所5階)、支所・連絡所、マロニ工、市民会館ほか公共施設で配付します。8月10日(水)までに、文化交流課に郵送、ファックスまたはEメールで。

〒250-8555 小田原市文化交流課 電話33-1286

Eメール hall@city.odawara.kanagawa.jp

## 平成16年度の一般会計最終予算

一般会計では、6月・9月・12月・3月に補正などを行った結果、予算是最終的に632億9700万円となり、当初予算に比べて、30億4700万円の増になりました。平成16年度の主な事業は、次のとおりです。

### 主要事業

(区分は総合計画「ビジョン21おだわら」に基づくものです。)

#### 【環境共生都市】

「こみ減量モデル事業

小田原駅東口駅前広場の整備

【生活福祉都市】  
ふれあい担い手発掘モデル事業

【文化創造都市】  
高校生チャレンジショップ事業費補助

【産業自立都市】  
少人数学級編制推進事業

【中心市街地活性化フォーラム事業】

【おだわら市民活動サポートセンター】  
の運営委託

【市民参加都市】  
● 市民活動応援補助金  
● おだわら市民活動サポートセンター

【助金】  
● 平成16年度の決算状況は、来年1月の「広報おだわら」でお知らせします。

平成16年度の決算状況は、来年1月の「広報おだわら」でお知らせします。

# 小田原市の財政状況

毎年2回公表している本市の財政状況。

今回は、平成16年度の最終予算の状況についてお知らせします。

財政課 ☎33-1313

『市民一人にいくら使われているか』を計算してみると…

市民一人に使われる  
合計額  
**320,300円**

市民一人あたりの市税納入額  
**158,600円**

(平成17年3月31日現在の住民基本台帳による人口197,644人で計算)

福祉の充実のために【民生費】	79,400円
借入金の返済のために【公債費】	59,300円
道路・公園・河川の整備のために【土木費】	52,000円
防災対策・住民登録・市町村の維持管理などのために【総務費】	41,700円
健康対策と清潔なまちづくりのために【衛生費】	31,600円
学校教育・社会教育施設の整備、文化財の保護のため【教育費】	27,000円
火災・水害などから守るために【消防費】	11,300円
その他議会の運営、労働者の福祉向上、いざというときのために【議会費・労働費・諸支出金・予備費】	7,500円
商工業・観光の振興のために【商工費】	5,900円
農業・水産業の振興のために【農林水産業費】	4,600円

市民生活に密着した福祉や道路の整備などに重点をおいた予算になっています。

一般会計最終予算(平成17年3月31日現在)

依存財源	231億6,200万円
市債	94億4,600万円 14.9%
国庫支出金	65億7,500万円 10.4%
県支出金	24億500万円 3.8%
地方消費税交付金	18億5,000万円 2.9%
地方特例交付金	11億2,000万円 1.8%
地方交付税	1億5,000万円 0.2%
その他(地方譲与税、自動車取得税交付金ほか)	16億1,600万円 2.6%



**自主財源 401億3,500万円**  
※自主財源は、皆さんの納めた税金など市が直接調達できる財源です。依存財源は、国や県から入ってくる財源で、額が国や県の基準で定められています。

市税	313億5,000万円 49.5%
総越金	27億400万円 4.3%
諸収入	23億6,700万円 3.7%
使用料及び手数料	17億円 2.7%
分担金及び負担金	8億900万円 1.3%
繰入金	6億9,200万円 1.1%
その他(財産収入、寄付金)	5億1,300万円 0.8%

衛生費	62億4,000万円 9.9%
教育費	53億4,300万円 8.4%
消防費	22億4,100万円 3.5%
商工費	11億6,100万円 1.8%
農林水産業費	9億1,000万円 1.4%
予備費	5億6,500万円 0.9%
議会費	4億3,100万円 0.7%
労働費	2億5,100万円 0.4%
諸支出金	2億3,200万円 0.4%

民生費	156億8,800万円 24.8%
公債費	117億2,000万円 18.5%
土木費	102億8,500万円 15.3%
総務費	82億3,900万円 13.0%

## 特別会計最終予算

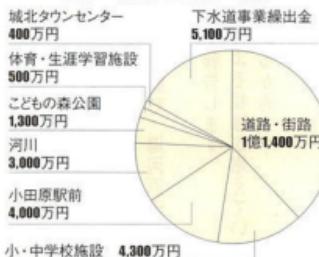
会計名	予算現額
競輪事業会計	173億8,000万円
国民健康保険事業会計	167億9,100万円
老人保健医療事業会計	144億6,900万円
下水道事業会計	98億2,900万円
介護保険事業会計	78億5,000万円
宿泊等施設事業会計	4億4,800万円
片浦地区簡易水道事業会計	4億3,400万円
公設地方卸市場事業会計	1億7,200万円
天守閣事業会計	1億4,600万円
国民健康保険診療施設事業会計	3,800万円
合計	675億5,700万円

特別会計は、特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理するための会計です。競輪や下水道、国民健康保険などの事業を、この特別会計で処理しています。

## 平成16年度の 特別会計最終予算

### 競輪収益金の使途状況

平成16年度収益金総額 3億円



競輪の収益金は、左グラフのとおりさまざまな事業に活用されています。

## 水道事業会計最終予算

	予算現額
収益的収支	収入 32億8,600万円
水をつくり、送り届ける予算	支出 31億6,700万円
資本的収支	収入 9億1,900万円
水を送り届ける施設を造るための予算	支出 24億7,500万円

企業会計は、公営で行う企業活動で、経済性を発揮して運営される独立採算の会計です。水道と病院をこの企業会計で処理しています。

## 平成16年度の 企業会計最終予算

### 病院事業会計最終予算

	予算現額
収益的収支	収入 92億3,000万円
病院を運営するための予算	支出 92億2,900万円
資本的収支	収入 400万円
施設などの整備にかかる予算	支出 7億7,600万円

企業会計は、公営で行う企業活動で、経済性を発揮して運営される独立採算の会計です。水道と病院をこの企業会計で処理しています。

詳しい内容を  
知りたい方は

予算書や決算書などは、図書館と市役所本庁舎4階の行政情報センターで閲覧できます。

特別会計  
下水道債 588億4,300万円 43.8%  
その他 26億6,500万円 2.0%

市が長期に借り入れている借金の内訳です。市民の皆さんからの税金を主な財源とする一般会計の長期借入金は587億6,300万円で、市民一人当たりで計算すると、29万7,300円になります。  
なお、特定の収入で特定の事業を行う特別会計と独立採算の企業会計の长期借入金総額は754億7,700万円です。

一般会計  
土木債 171億4,400万円 12.8%  
教育債 136億3,000万円 10.1%  
減税対策債 78億8,300万円 5.9%  
衛生債 30億円 2.2%  
総務債 26億3,200万円 2.0%  
消防債 17億4,500万円 1.3%  
その他 127億2,900万円 9.5%

## 長期借入金の状況 (平成17年3月31日現在)

# 悪質商法にご用心!!

西さがみ連邦共和国（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）圏域内の皆さんの相談に応じる消費生活センター。

昨年度の利用状況がまとまりましたので報告します。

また、最近高齢者をねらった悪質商法による相談が増えています。

もしかしたら、あなたも力もなっているかも…?

●西さがみ連邦共和国消費生活センター

相談専用ダイヤル

☎331777

## 悪質商法ピックアップ

○強引なセールスやうその話など、悪質商法の手口は手を変え、品を変え、進歩しています。最近、特に深刻なのが高齢者への各種工事契約です。

○次の4点には特に注意してください。

○不意に訪れて、簡単に見られるいところを点検する業者。

○排水管の無料点検などは、家に上がるための口実です。

○本当に工事が必要か、知り合いなどに相談しましょう。

○言いなりになつて契約すると屋根や外壁の工事など、さまざまな業者と次々に契約させられることがあります。

どんな相談が多いの?

昨年度、西さがみ連邦共和国消



## 事例

床下換気扇、除湿剤、シロアリ駆除を勧める悪質商法

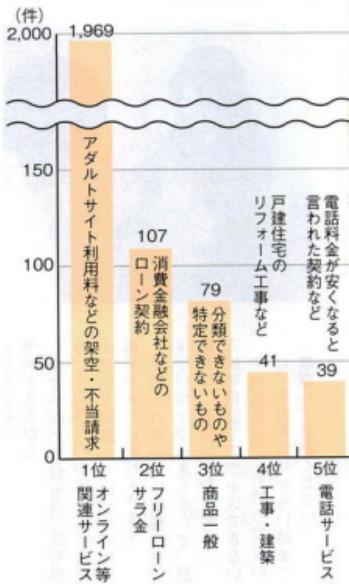
## 全国特例市連絡協議会会長を振り返つて

文 小澤良明

「特例市への移行は地方分権への第一歩。国が中央政府ならば、我々市町村は地方政府です。分権時代に適応し都市を創るために何が必要か、また何をしなければならないかを考えていきたい」。全国特例市連絡協議会が結成され、初代会長就任時の私の思いです。

特例市は平成十二年四月の地方自治法の改正で、政令市、中核市、一般市の区分けに新たな都市ステージとして創設された県庁所在地クラスの各市が手を挙げました。以来、総務大臣や副大臣はじめ総務省の幹部が一堂に会する「大臣と特例市市長との懇談会」を開催する等して、国と地方の役割分担の見直しや市町村合併など、さらなる分権推進について積極的に取り組んできました。今では加盟市も四十市に増えました。また、今年の三月には大規模災害発生時に協力合う相互支援についての基本合意もできました。

私自身も全国会長という立場で何度も総務大臣にお会いし数回の要請を行ってきました。特に、「少なくとも当面は中核市



費生活センターに寄せられた「苦情相談」のトップ5は右のグラフのとおりです。架空請求・不当請求を含む「オンライン等関連サービ

ス」が突出しています。

「こんな請求、身に覚えがない」というときは、裁判所からの特別送達の封書でない限り、無視をしましょう。特別送達の場合はご相談ください。

### 相談件数も急増

センターが平成16年度中に受け付いた相談件数は3,389件。開所した平成15年度からの2年間の総計は6,000件を超みました。

西さがみ連邦共和国を100世帯の国に例えたら、7世帯から相談があつたことになります。

7%という数字は少ないようを感じるかもしませんが、見方を変えると15世帯に1世帯。

### お気軽に相談を

冒頭の悪質商法ピックアップの事例のように、最近、高齢者の相談が増えてます。昨年度の全相談者のうち、60歳以上の半18%を占めました。30歳代の相談者が最も多いものの、60歳以上の相談者が前年度比15倍と急増し、平均年齢も上がっています。

ターガ多くのかたのお役に立ったのはうれしいですが、喜んでばかりもいられません。それだけトラブルに巻き込まれたかたがいたということですから。

### いま高齢者がねらわれている

例えば、話を聞いているうちに必要なものを買わされてしまった。そんなときは専門の相談員がいるセンターにぜひ電話してください。

また、近所などで聞いたことが

あるというかたも、センターへの相談を勧めてください。

相談日 月曜日～金曜日

(祝日 年末年始を除く)

相談時間  
9時～16時  
30分～12時

センターでは「相談されたかたは水山の一角」一人で悩んでいるかたもたくさんいるはず」と考えています。

## くらしの講座「水産物を安心して食べるためには～新鮮でためになる“眼からウロコ”的おもしろ話～

**■申込 消費生活センター ☎33-1775**

快適で安全な生活を送るために、生活に密着したテーマで開催している「くらしの講座」。今回は、おいしくて楽しい食事をするために知っておきたいことをお話しします。

日時 7月15日(金) 14:00～16:00

場所 中央公民館

講師 県水産課 石井一茂さん

対象 西さがみ連邦共和国域に在住のかた70人・先着順

申込 7月13日(水)までに電話で

\*2歳以上のお子さんの託児あり(要予約)



並みの権限や財源の委譲、「住民にとって特例市になつたメリストが分かりやすい権限の委譲」など強くお願いしてきました。こうした活動を通じて国と、トップども交流し、小田原市として抱える様々な課題も從来以上にアピールできたものと考えています。

市民や議会の皆様、本市職員、会長職を辞するにあたつて多くの皆様に感謝しきりです。

# 市立病院の携帯電話予約システムが パワーアップ! ～小児予防接種を追加～



市立病院の小児科外来では、携帯電話による診療予約システムを昨年12月に導入し、多くのお父さんお母さんが「便利になった」と喜んでいただいている。この一般診療予約に加え、7月1日からは、小児予防接種の予約を始めます。

予防接種は、月曜日と第1・3・5土曜日の午後に行います。  
携帯電話から次のアドレスにアクセスし、案内に沿って入力、送信し利用方法

なお、家庭用のパソコンからの予約システムはもうしばらくお待ちください。  
アドレス  
<http://www.odawarahosp.com>

## 接種日

- ①毎週月曜日の14時から15時まで  
②第1・3・5土曜日の13時から14時30分まで

接種希望日の2か月前の18時から  
予約受付時間  
当日の8時まで

## 予約できるかた

市立病院の登録番号(診察券の番号)をお持ちの中学生以下のかた。小児科を受診していなくても、登録番号があれば予約できます。

予約されたかたは接種日当日、再来受付機で受付をしないで、直接1番窓口にお越しください。

※携帯電話でアクセスできないかたや携帯電話をお持ちでないかたは、平日の9時から11時までに医事課へご連絡ください。

てください。

が、この季節に注意しなければならないのが、梅雨による雨のほか、台風による雨や大雨、高波です。

熱帯低気圧(熱帯の海上で発生する低気圧)のうち、北西太平洋で発達して、中心付近の最大風速がおよそ

17m/s(風力8)以上になつたものを「台風」と呼んでいます。

その発生数は、年間平均27個で、関東地方の南房総(半島沖)を通過する台風は上陸しなくとも関東地方に暴風や大雨をもたらします。

台風の時期を控え、今からわが家の台風対策を始めましょう。

# 防災一口メモ② わが家の台風対策を万全に



梅雨に入り、ぐずついた天気が続きますが、これからは台風のシーズンが始まります。早めの対策を考えみてはいかがでしょうか。備えあれば安心なしです。

● 防災対策課 ☎ 331855

- 屋根、外壁、雨といなどのひび、はがれを確認し、飛散の危険の高いものは修繕しましょ。
- 停電や避難に備えて、携帯電灯、ラジオ、非常持出品の準備をしましょ。
- 台風接近時は、テレビ、ラジオなどの台风情報を注意深く聞き、浸水などのおそれがあるところでは、家財道具を高い場所へ移動しましょ。
- 避難をするときは、病人や乳幼児、身体の不自由な方などの避難補助をしましょ。

## 土曜講座

市では、平成15年度から小学校4年生と中学校1年生を対象に学習実態調査を行い、子どもたちの学力を分析し、日々の授業に生かしています。これらを踏まえ、子どもたちが基礎的な学力を持つように、土曜講座「おだわらっ子ワクワク学習教室」を開きます。

● 学校教育課 33-1684

● 文化交流課 33-1703



市では、平成15年度から小学校4年生と中学校1年生を対象に学習実態調査を行い、子どもたちの学力を分析し、日々の授業に生かしています。これらを踏まえ、子どもたちが基礎的な学力を持つように、土曜講座「おだわらっ子ワクワク学習教室」を開きます。

今年度は、小学5年生と中学2年生を対象として、市民施設を会場に、1回50分の講座を9月から10月にかけて6回ほど開く予定です。

● 土曜講座

### 「おだわらっ子ワクワク学習教室」 講師募集

小・中・高校の教員や元教員のかたはもちろん、健康で教育に熱意のある地域企業などの専門家や学生を登録制のボランティア講師として募集します。

募集人員 20人  
募集科目 小学生：国語・算数  
中学生：国語・数学・英語  
謝礼 交通費・連絡通信費などなし  
て1回1,000円

講座では、小学校の国語や算数の補助教材「おだわらっ子ワクワク学習帳」を活用したり、各教科の基礎的な内容をシリアル化したりするなどと考えています。

この教室にご協力いただける講師を募集します。  
※受講生の募集など、詳しくは広報「おだわらいふ」7月15日号でお知らせします。

この教室にご協力いただけた講師を募集します。

この教室にご協力いただけた講師を募集します。

## 姉妹都市チュラビスタ市への派遣青年が決定

小田原海外市民交流会では、本市の青年と姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州チュラビスタ市の青年との相互交流事業を行っています。22回目となる今年も、4人の青年を派遣することになりました。



武尾ともみさん



佐久間華さん



松井奈美さん



松井孝成さん

派遣される4人の青年は、事前修や、チュラビスタ市からの青年を迎えて国内交流を行った後、8月6日(土)に渡航し、17日間にわたって、ホームページやボランティア活動などを通じて両市の親善を深めます。

この4人にチュラビスタ訪問への意気込みを聞いてみました。

佐久間華さん

今スベイン語を学んでいます。チュラビスタ市ではスペイン語を耳にしたりすることを知り、英語、スペイン語両方に触れられそうだので、楽しみにしています。

重田真奈美さん

小田原市民の代表としてチュラビスタに派遣していただけることを大変光栄に思います。小田原とチュラビスタの架け橋となるよう、この体験を実りあるものにしてみたいと思います。

重田真奈美さん

小田原の魅力をPRすると同時に、できるだけ多くのことを吸収してきたいと思います。

武尾ともみさん

小田原の魅力をPRすると同時に、できるだけ多くのことを吸収してきたいと思います。

松井孝成さん

学生生活最後の年なので、「その日、その時・その瞬間」を大切にし、自分がどれだけ行動できるのか挑戦していくみたいです。



## 電子申請・届け出サービス ～ネットで受付e-kanagawa～

# 7月1日からスタート!

7月1日から県や市への各種申請・届け出などが、インターネットを利用して自宅や職場から

24時間できるようになります。

●情報システム課 ☎33-1259  
ホームページアドレス

<http://www.e-kanagawa.lg.jp/>

### 電子申請・届け出ができる市の手続き

手続き名	問い合わせ先
①広報おだわら掲載(市民プラザ)申込	広報広聴室 ☎33-1261
②公文書公開請求	総務課 ☎33-1288
③保有個人情報開示請求	
④住民票の写し交付請求	
⑤住民票記載事項証明書交付請求	市民窓口課 ☎33-1386
⑥付記転出届	
⑦印鑑登録証明書交付申請	
⑧犬の死亡届	
⑨犬の登録事項変更届	
⑩し尿処理申出(新規)	環境保護課 ☎33-1484
⑪し尿処理申出(廃止)	
⑫し尿処理変更届	
⑬介護保険要介護・要支援更新認定申請	高齢介護課 ☎33-1886
⑭児童手当・特例給付・小学校第3学年修了前特例給付額改定認定申請・額改定届	子育て支援課 ☎33-1453
⑮手話通訳者派遣申請	障害福祉課 ☎33-1467
⑯要約筆記者派遣申請	
⑰市営住宅入申告	
⑱市営住宅不在届	
⑲市営住宅返却届	
⑳市営住宅入居等証明書交付申請	建築課 ☎33-1553

電子申請・届け出サービスは、県と県内の市町村(横浜市、川崎市、横須賀市を除く)が共同で運営するものです。県では、同時に公共施設利用予約サービスも開始します。市では、電子申請・届け出システムを導入し、順次、対象の手続きを広げていきます。

何の手続きができるの?  
限に活用し、電子入札システムの導入も予定しています。

◆市のサービス 平成17年7月現在  
○申請・届け出手続き  
右下表の20手続きです。

- ◆県のサービス 平成17年7月現在
- 申請・届け出手続き
- ①県営水道の使用開始申込・休止届
- ②NPO法人の定款変更届
- など
- 施設利用予約

※申請・届け出はインターネットでできますが、証明書などは従来どおり窓口で交付します。

- 対象となる県の施設は、次の9施設です。
- ①かながわ県民活動センター
- ②かながわ県民サポートセンター
- ③県立公園
- ④保ヶ谷公園
- ⑤三ツ池公園
- ⑥秦野市川公園
- ⑦県立体育センター
- ⑧県立武道館
- ⑨湘南地区体育センター

○受付時間 8時30分～17時30分  
(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)  
○コールセンター  
0570-057500

市内の公共施設利用予約  
市内の施設を予約する場合は、「小田原市公共施設予約システム」をご利用ください。詳しくは各施設へお問い合わせください。  
<https://yoyaku.city.odawara.kanagawa.jp/>

サービスのホームページにある「利用者登録情報」の画面で、氏名・住所・メールアドレスやパスワードなどを登録します。利用者登録は、県・市町村ごとに、申請・届け出や施設利用予約のサービスごとに必要です。一度登録すれば、必要なサービスを画面から選択して必要項目を入力することで手続きができます。

また、操作方法などが分からぬときは、e-Kanagawaコールセンターへお問い合わせください。

施設利用予約は県の施設と本市の施設でシステムが異なりますので、注意ください。

### ココに注意

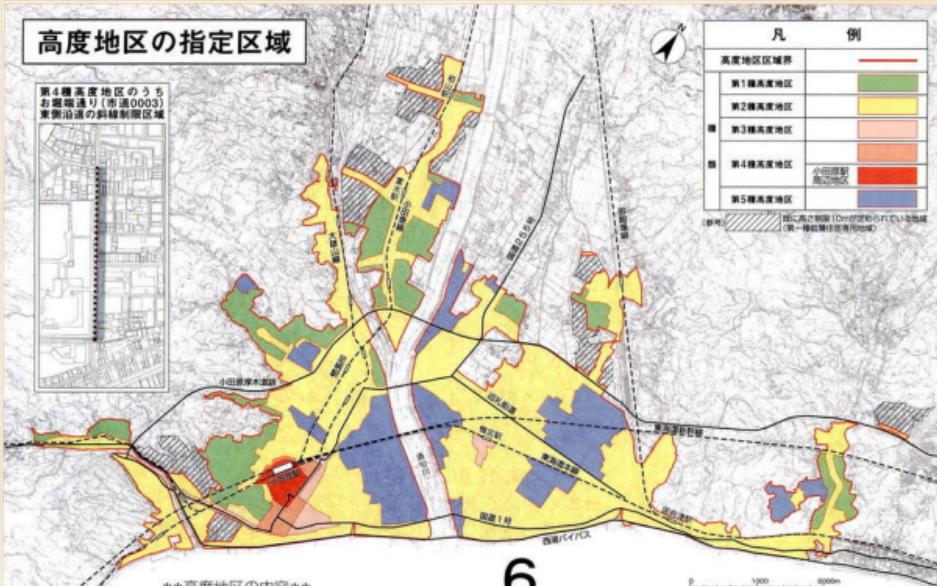
◆市のサービス 平成17年7月現在  
○申請・届け出手続き  
右下表の20手手続きです。

- ①市立公園
- ②市立文化会館
- ③市立図書館
- ④市立体育馆
- ⑤市立武道館
- ⑥市立文化センター
- ⑦市立文化センター
- ⑧市立文化センター
- ⑨市立文化センター

受付時間 8時30分～17時30分  
(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

市内の公共施設予約システム  
<https://yoyaku.city.odawara.kanagawa.jp/>

## 高度地区の指定区域



\*\*高度地区の内容\*\*

種類	面積	対象用途地域	制限内容
第1種 高度地区	約361ha	第一種中高層住居専用 地域(容積率150%の 区域)	建築物の高さの最高限 度: 12m 北側斜線制 限(m+1:1.25)
第2種 高度地区	約1,644ha	第一種中高層住居専用 地域(容積率200%の 区域)、第一種・第二種 準住居地域、準工業地 域、近隣商業美地域(容 積率200%の区域)	建築物の高さの最高限 度: 15m
第3種 高度地区	約50ha	近隣商業地域 (容積率300%の区域)	建築物の高さの最高限 度: 20m
第4種 高度地区	約66ha	商業地域	建築物の高さの最高限 度: 31m ただし、お 細端通り(市道0003) 東側沿道は、斜線制限 (1.5m+1:1)
第5種 高度地区	約441ha	工業地域、工業専用地域	建築物の高さの最高限 度: 工場、事務所、倉庫など の特定工業系用途建築物 は31m、特定工業系用途 建築物以外は15m

6月15日から新しい高さ規制が始まりました!

この報告書を  
基に作成し  
た都市計画案の内容について再度  
会場で説明会を開き、都市計画法に基  
づく案の紹介、都市計画審議会の議決、  
県知事の同意などの手続きを経て、市  
街化調整区域(既に高さ制限10mが定め  
られている第一種低層住居専用地域は  
除く)に「高度地区」を指定しました。

これにより、今後建築する建築物は  
建築基準法の確認審査で、高度地区の  
制限内容に適合することが必要となり  
ます。また、これらの意見も踏まえ、「建  
築物の高さのあり方検討会」で慎重な審  
議が行われました。そして、この検討会  
の報告書を基に作成した都市計画案の内  
容について再度会場で説明会を開き、都  
市計画法により定める地区的ことです。  
「高度地区」を決定するため、その基  
本方針の段階から市内12会場で説明会  
を開くとともに、広報おだわらや市の  
ホームページで基本方針の内容をお知  
らせして、広く市民の皆さんのご意見  
を伺いました。

昨年の広報おだわらや市のホームページなど  
お知らせをし、地域説明会やパブリックコメント  
で市民の皆さんのお意見を伺いながら策定作業  
を進めていた都市計画法による「高度地区」。  
総質などの手続きを経て、6月15日に都市計  
画決定しました。

●都市計画課 ☎33-1572

※「高度地区」の内容は、ホームページにも  
掲載しています。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/toshikei/>

※「高度地区」の適用が緩和・除外され  
る場合があります。その区域や要件  
手続きについては、明確に定めてい  
ます。詳しくは、都市計画課へお問  
い合わせください。

# 景観法を生かして実効性のある制度づくりへ

「景観法」ってなに?

景観法は、良好な景観の形成を図るための「景観に関する総合的な法律」です。市町村などが、この法律に基づく新たな条例を制定することで規制できるようになったのは、建物の色彩やデザイン、屋外広告物などです。これらは、景観に及ぼす影響が大きく、このコン

トロール次第で、街の表情が大幅に変わると言われています。

本市では平成5年に独自に都市景観条例を制定し、特に景観形成を図る地区では住民のかたの合意に基づき、建物の色彩やデザインなどの基準を定めて、事業者との協議の中で説導を図り、一定の成果をあげてきました。

これまでの都市景観条例では  
だめなの?

その一方で、現行の景観条例制度の課題も現れています。昨年、特に景観形成を図る地区的建物の色彩の基準に従わないマニシヨン計画に対し、市は都市景観条例に基づき勧告を行いました。しかし、その勧告を從わなかったため、事業者の氏名を公表したもののが、結局、建物の色彩は変更されない

まま建設されてしまいました。

こうした事態は、現行の都市景観条例に最終的に強制力がないため生じてしまったことですが、本市だけではなく、独自に都市景観条例を制定し運用している全国の市町村の共通の悩みでした。

景観法はこのような事態に対応するため、新しく景観行政団体となつて、新条例や景観計画をつくる準備を進めています。

いち早く景観行政団体として、市町村が景観法に基づく新たな条例を制定することで、色彩などについての変更命令が可能になりました。

制度づくりを本年度中に

景観法では、規制や説導ではなく、景観行政団体が定めるとしている

規制や景観形成上重要な

行政団体が定めることとしていま

す。そこで、本市では、早々に、全

市域にわたる大規模建築物の色彩

などのあり方や景観形成上重要な

小田原城周辺エリアと小田原駅周

辺エリアの建物や屋外広告物の色

彩やデザインなどのあり方を中心

に検討を始めました。それらをもとに、市民の皆さんとの意見を踏まえて、実効性のある制度づくりを

本年度中に行つていきます。

まちの中には、色々な色彩やデザインの建物・屋外広告物などが存在しています



まちの中には、色々な色彩やデザインの建物・屋外広告物などが存在しています



建物の色彩など、現況を調査

# 今月の笑顔

元気あふれる人たちの笑顔は、見ている人たちにも、力を与えてくれるもの。この「一オーナーでは、みんなが元気になるように、素敵な笑顔をお届けします。

「良い先生が必要です」。教育長から市長へのはじめての言葉です。これは保護者の気持ちを代弁したもの。教員としてこれまでの経験から、保護者の皆さんが、新学期が近づくと担任の先生がだれになるのか、固唾を飲む思いでいることを知っているから。「子どもの成長に及ぼす先生の影響の大きさを保護者の皆さんが感じているからでしょうね」。残念ながら5月に、校長の不祥事がありました。教員は常に原点に戻ってほしいと願っているそうです。

また、教員や職員には自戒をこめて、「現場第一主義を」と声をかけたとのこと。これは40年近くの教員として、そして還暦を迎えた社会人としての経験から、最も大切と考えているから。教育の担い手である家庭、学校、地域が交わる学校現場では、さまざまなことが起きます。教育委員会は学校現場を支えるための組織。現場で起きている現象をしっかりと把握できること、家庭、学校、地域の声が、私のところに真っ直ぐ届く環境づくりをしていきたい」と教育長。

そして、迷ったときには「子どもの幸せを

第一」と心に決めているそうです。それは、「子どもの幸せを第一に考える先生」が「良い先生」だと同じ意味であり、教員に一番必要な資質だと感じているから。

今、教育を取り巻く環境には、さまざまな

昭和42年片浦中学校を皮切りに体育教師として教員生活をスタート。野球部や卓球部のバスケットボール部の顧問なども務めた熱血先生。本年3月、酒匂中学校校長を最後に退職。真鶴町在住。母、妻と3人暮らし。

## 新しい教育長さん

課題が山積しています。子どもの学力の向上、2学期制の導入、学校の安全確保と施設開発、教育と子どもの体力向上などなど、数え上げればきりがあります。これらの課題はすぐに結果が出るものではないし、簡単に解決できないでしょう。しかし、新教育長がこの三つのキーワードを胸に、教員時代の熱血ぶりを發揮して教育委員会をリードすれば、難しい課題もきっと笑つて解決できるはず。

皆さんも、もし学校などで教育長を見かけたら、教育に関係する日々の悩みや疑問を相談してみてはいかがでしょう。そして、これからも笑顔が素敵な教育長さんでいてほしいですね。

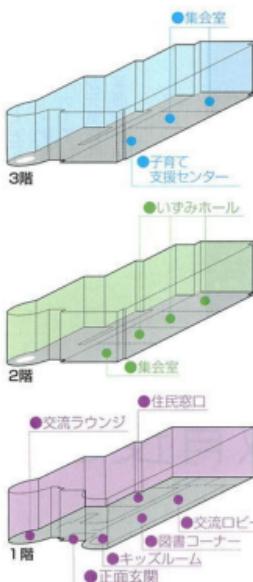
2回目の今回は、今年の4月に酒匂中学校の校長先生から、市教育委員会の教育長になった青木秀夫さん。

その横顔を

「良い先生」「現場第一主義を」「子どもの幸せを第一に」の三つのキーワードをもとに紹介します。

8月8日(月)  
オープン!

# 城北タウンセンター「いづみ」



1階には、戸籍・住民票、国民健  
康保険や介護保険に関する届け出  
や証明書の発行、公金の支払いな  
どを取り扱う住民窓口と、図書コ  
ーナー、キッズルーム、授乳室、休  
憩場所となる交流ラウンジや少人  
数での打ち合わせなどに使える交

流口ビーがあります。  
2階、3階は有料の集会室とホー  
ルです。利用には事前予約が必要で  
す。オープン後、市の施設予約シス  
템で予約してください。8月分の  
予約は、7月11日から富水連絡所窓  
口で直接受け付けます。  
また3階には、親子で自由に過ごせ  
る子育て支援センターを開設します。

地域の皆さん待望の地域センターが  
いよいよオープンします。  
それに伴い、富水連絡所は  
センター内に住民窓口として  
生まれ変わります。

○地域政策課 ☎33-1389

地域における文化活動や交流の  
場、そして行政窓口を備えた地区  
住民の活動拠点として、建設してい  
た城北タウンセンター。市民の皆  
さんから募集していた愛称が「いづ  
み」に決まり、「城北タウンセンター  
いづみ」としてオープンします。  
なお、駐輪場は使用できますが、  
駐車場は整備中のため、8月中は  
ご利用できません。

開館時間 9時～21時30分  
休館日 月曜日、祝日の翌日、  
年末年始

※住民窓口は  
時間 8時30分～17時  
休館日 土・日、祝日、年末年始



桜井支所が窓口コーナーに変わります ○市民窓口課 ☎33-1381

『城北タウンセンター いづみ』に住民窓口ができることから、現在の桜井支所(尊徳記念館内)は桜井窓口コーナーとなり、取扱業務が変わります。変更期日:8月8日(月)から 取扱業務:住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書、妊娠届・母子健康手帳などの発行、住居表示の証明、市税証明、外国人登録原票記載事項証明書の発行(戸籍や住所変更の届け出、公金の支払いなどは住民窓口へ)